

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

本頁以降では、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成19年金融庁告示第15号、いわゆる「バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)」に基づく開示)により定められた開示項目を記載しております。

◆ 自己資本の構成に関する事項及び自己資本比率及び基本的項目比率

自己資本の構成の内訳、及び自己資本比率、基本的項目比率につきましては、11頁に記載の「単体自己資本比率[国内基準]」、及び24頁に記載の「連結自己資本比率[国内基準]」を参照願います。

◆ 自己資本の充実度に関する事項

● 所要自己資本の額

単体	項目	所要自己資本の額	
		平成19年9月末	平成20年9月末
単位:百万円			
I	資産(オン・バランス)項目信用リスク・アセット	10,853	11,344
	1. 現金	—	—
	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	1	1
	4. 国際決済銀行等向け	—	—
	5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
	7. 国際開発銀行向け	—	—
	8. 我が国の政府関係機関向け	80	68
	9. 地方三公社向け	8	—
	10. 金融機関及び証券会社向け	397	538
	11. 法人等向け	4,245	4,344
	12. 中小企業等向け及び個人向け	1,621	1,800
	13. 抵当権付住宅ローン	1,012	955
	14. 不動産取得等事業向け	1,881	2,055
	15. 三月以上延滞等	188	213
	16. 取立未済手形	—	—
	17. 信用保証協会等による保証付	253	250
	18. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
	19. 出資等	538	380
	20. 上記以外	617	732
	21. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—
	22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	6	4
	23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
II	オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット	353	313
	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	3
	3. 短期の貿易関連偶発債務	—	—
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	13	13
	5. N I F又はR U F	—	—
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	1
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	294	250
	(うち借入金保証)	38	26
	(うち有価証券保証)	—	—
	(うち手形引受)	—	—
	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
	(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
	控除額(△)	—	—
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1	1
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	36	37
	12. 派生商品取引	6	5
	(1) 外為関連取引	—	—
	(2) 金利関連取引	6	5
	(3) 金関連取引	—	—
	(4) 株式関連取引	—	—
	(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
	(6) その他のコモディティ関連取引	—	—
	(7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	—	—
	一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
	13. 長期決済期間取引	—	—
	14. 未決済取引	—	—
	15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
	16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
III	オペレーショナル・リスク相当額	986	976
	合計(総所要自己資本額)	12,193	12,634

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

連結

単位:百万円

項目	所要自己資本の額	
	平成19年9月末	平成20年9月末
I 資産(オン・バランス)項目信用リスク・アセット	10,939	11,440
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	1	1
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	80	68
9. 地方三公社向け	8	—
10. 金融機関及び証券会社向け	397	538
11. 法人等向け	4,190	4,295
12. 中小企業等向け及び個人向け	1,492	1,692
13. 抵当権付住宅ローン	1,012	955
14. 不動産取得等事業向け	1,881	2,055
15. 三月以上延滞等	188	213
16. 取立未済手形	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	253	250
18. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
19. 出資等	538	380
20. 上記以外	887	985
21. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—
22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	6	4
23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
II オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット	351	313
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	3
3. 短期の貿易関連偶発債務	—	—
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	13	13
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	1
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	292	250
(うち借入金の保証)	36	26
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1	1
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	36	37
12. 派生商品取引	6	5
(1) 外為関連取引	—	—
(2) 金利関連取引	6	5
(3) 金関連取引	—	—
(4) 株式関連取引	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
III オペレーショナル・リスク相当額	1,055	1,043
合計(総所要自己資本額)	12,346	12,797

◆ 信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高、および3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高
(業種別、地域別、残存期間別)

単位:百万円

	信用リスク・エクスポージャー期末残高									
			うち 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		うち 債券		うち デリバティブ取引		うち 3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	平成19年9月末	平成20年9月末	平成19年9月末	平成20年9月末	平成19年9月末	平成20年9月末	平成19年9月末	平成20年9月末	平成19年9月末	平成20年9月末
製 造 業	40,305	46,720	35,659	42,525	—	1,496	—	—	403	279
農 業	2,352	2,803	2,352	2,803	—	—	—	—	—	—
林 業	274	257	274	257	—	—	—	—	21	20
漁 業	676	749	676	749	—	—	—	—	37	—
鉱 業	614	780	519	717	—	—	—	—	—	—
建 設 業	42,713	42,817	42,566	41,191	—	1,496	—	—	1,132	1,060
電気・ガス・熱供給・水道	5,162	12,920	4,695	5,132	—	7,325	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3,650	2,773	3,187	2,391	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	12,760	13,981	8,762	8,993	3,101	4,230	—	—	49	35
卸 ・ 小 売 業	54,326	54,441	52,708	53,748	495	—	—	—	1,041	1,453
金 融 保 険 業	134,384	118,976	35,475	27,767	47,761	60,384	409	225	—	—
不 動 産 業	58,575	56,842	53,704	55,623	4,484	997	—	—	550	706
各 種 サ ー ビ ス	76,115	74,764	74,891	74,035	1,005	500	—	—	1,034	1,219
政府・地方公共団体	77,370	74,503	28,827	33,420	48,543	41,082	—	—	—	—
個 人	102,845	103,356	102,845	103,356	—	—	—	—	1,356	1,190
そ の 他	49,961	54,234	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 計	662,088	660,922	447,146	452,714	105,391	117,514	409	225	5,628	5,968
国 内	654,592	650,143	447,146	452,714	97,940	106,897	409	225	5,628	5,968
国 外	7,496	10,778	—	—	7,451	10,616	—	—	—	—
地 域 別 計	662,088	660,922	447,146	452,714	105,391	117,514	409	225	5,628	5,968
1 年 以 下	170,010	137,405	129,559	112,298	5,994	10,771	29	19		
1 年 超 3 年 以 下	116,019	112,671	79,824	86,024	36,127	26,605	67	41		
3 年 超 5 年 以 下	105,566	125,470	65,542	75,416	29,857	39,850	69	107		
5 年 超 10 年 以 下	96,293	103,602	78,597	78,148	17,452	25,395	243	58		
10 年 超 15 年 以 下	47,482	47,945	31,523	33,053	15,958	14,891	—	—		
15 年 超	22,535	29,658	22,535	29,658	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	104,181	104,168	39,563	38,113	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 計	662,088	660,922	447,146	452,714	105,391	117,514	409	225		

(注) 本項目以降については、単体の内容が連結の大部分を占めることから、連結については記載を省略しております。

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減(部分直接償却前)

単位:百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成19年9月期	1,900	291	731	1,459
	平成20年9月期	1,620	303	567	1,356
個別貸倒引当金	平成19年9月期	9,783	1,112	1,223	9,672
	平成20年9月期	7,811	900	727	7,985

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

単位:百万円

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成19年9月期	平成20年9月期	平成19年9月期	平成20年9月期	平成19年9月期	平成20年9月期	平成19年9月期	平成20年9月期
国内計	9,783	7,811	1,112	900	1,223	727	9,672	7,985
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	9,783	7,811	1,112	900	1,223	727	9,672	7,985
製造業	2,668	718	85	40	135	20	2,618	738
農業	48	50	2	1	—	0	50	51
林業	45	46	0	0	—	—	46	46
漁業	109	19	12	—	26	0	95	18
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	2,996	3,401	450	674	353	196	3,093	3,878
電気・ガス・熱供給・水道	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	50	54	6	3	5	1	51	57
卸・小売業	520	992	250	32	107	272	663	751
金融保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,144	684	89	46	340	139	893	591
各種サービス	1,851	1,435	125	69	202	66	1,773	1,437
政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	336	395	89	31	52	28	373	399
その他	12	13	—	0	—	—	12	13
業種別計	9,783	7,811	1,112	900	1,223	727	9,672	7,985

●業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

単位:百万円

	貸出金償却	
	平成19年9月期	平成20年9月期
製造業	46	28
農業	2	1
林業	0	0
漁業	12	—
鉱業	—	—
建設業	442	547
電気・ガス・熱供給・水道	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	1	3
卸・小売業	213	△150
金融保険業	—	—
不動産業	137	△6
各種サービス	95	24
政府・地方公共団体	—	—
個人	82	6
その他	6	37
業種別計	1,041	494

●標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

単位:百万円

	エクスポージャーの額			
	平成19年9月末		平成20年9月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	992	131,539	997	121,722
10%	—	83,591	—	79,699
20%	68,943	1,045	89,235	4,576
35%	—	72,334	—	68,273
50%	9,569	647	21,025	788
75%	—	54,112	—	58,918
100%	1,538	182,684	1,022	181,122
150%	—	1,727	—	2,401
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	81,045	527,683	112,281	517,501

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

単位:百万円

		信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
		平成19年9月末	平成20年9月末
適格金融資産担保合計	現金及び自行預金	12,521	11,446
	金	—	—
	適格債券	33,000	13,100
	適格株式	900	336
	適格投資信託	—	—
	適格保証	34,488	29,880
	適格クレジット・デリバティブ	—	—
	適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	34,488	29,880

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ.与信相当額の算出に用いる方式

金利スワップ等の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ.グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コストの額は110百万円です。

ハ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

単位:百万円

種類および取引の区分	平成19年9月末	平成20年9月末
	与信相当額	与信相当額
派生商品取引	409	217
外国為替関連取引及び金関連取引	0	0
金利関連取引	409	217
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	409	217

ニ.グロス再構築コストの額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

差し引いた額はゼロとなります。

ホ.信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額

派生商品取引において担保の受入を行っている取引はありません。

ヘ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ハ.を参照

ト.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

チ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

● 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

● 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

単位:百万円

	平成19年9月末	平成20年9月末
ショッピングクレジット・ カード債権	800	500
合 計	800	500

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本額

単位:百万円

	平成19年9月末		平成20年9月末	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
0%	—	—	—	—
20%	800	6	500	4
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	800	6	500	4

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

◆ 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

● 貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単位:百万円

	平成19年9月末		平成20年9月末	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等 エクスポージャーの貸借対照表計上額	10,196		6,679	
上記に該当しない出資等又は株式等 エクスポージャーの貸借対照表計上額	803		801	
合計	11,000		7,480	

(2) 子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

単位:百万円

	貸借対照表額	
	平成19年9月末	平成20年9月末
子会社・子法人等	3	3
関連法人等	—	—
合計	3	3

● 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	平成19年9月期	平成20年9月期
売却損益額	356	17
償却額	7	418

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	平成19年9月期	平成20年9月期
評価損益の額	△ 95	△ 2,438

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

◆ 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

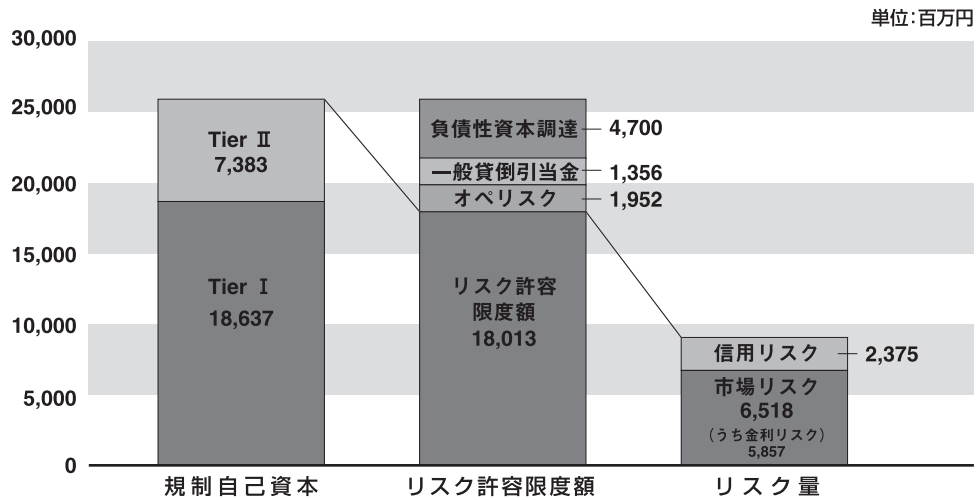
当行では、内部管理上の金利ショックとして、バリュー・アット・リスク (VaR) による金利リスク量を計測しており、20年9月末の値は右記の通りです。

VaR (信頼区間 99.0% 保有期間 240日 観測期間 1200日)	(平成20年9月末)
	5,857百万円 うち円貨 5,857百万円 うち外貨 一百万円

(注)外貨のVaRは、銀行勘定における外貨の資産または負債に占める割合が5%未満であるため、計測しておりません。

なお、当行では、銀行全体の信用リスク及び市場リスクの合計に対する「リスク許容限度額」を設定しており、月次開催のALM委員会においてリスク量の状況を管理しております。

20年9月末の各数値は下図の通りです。



(注) リスク許容限度額=規制自己資本 - 負債性資本調達 - 一般貸倒引当金 - オペレーショナル・リスク相当額